

## 緊急通報システムについて

### ★ 利用できる対象者

- 町内に住所を有する在宅の者で、次のいずれかに該当する者。
  - ア. 65歳以上のひとり暮らしの方で要介護者又は要支援者
  - イ. 65歳以上のひとり暮らしの方で、かつ、慢性疾患のため日常生活に注意を要すると認められる者
  - ウ. ひとり暮らしの重度身体障がい者
  - エ. 世帯全員が、アからウまでのいずれかに該当する者
  - オ. 町長が特に必要と認めた者



### ★ 内容

- 緊急通報システムを設置し、定期的に連絡することで日常生活における安心の確保と不安の解消を図ります。
- 24時間体制で緊急通報を受け付け、必要に応じて協力員への連絡や救急車の要請を行います。

### ★ サービス利用の流れ

- ① 申し込み：利用申請書、承諾書、協力員承諾書を提出
- ② 訪問調査：事業の必要性を調査するため、訪問します。
- ③ 利用決定：訪問調査をもとに審査し、利用の可否を決定後、申請者へ結果を通知します。  
決定した場合は、委託先より設置の日程調整の連絡があります。
- ④ 利用開始

### ★ 注意事項

- 緊急通報システム設置後に申請内容に変更が生じた場合は、西原町役場 福祉課窓口へ届出が必要となります。
- 機器の設置費、毎月の利用料は町が負担します。
- 機器の使用に要する費用及び端末の破損、紛失等に関する費用は利用者負担となります。

西原町 福祉課 介護支援係  
TEL：098-945-4791

西原町地域包括支援センター  
TEL：098-882-0117

● 緊急通報サービスの内容



● 緊急通報サービス用 モバイル

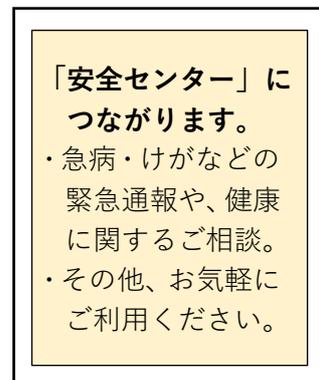


## モバイル



- 急病・けがなどの緊急時や、健康に関することなどのご相談時にご利用ください。
- 24時間365日いつでもご利用できます。
- 病院に行くほどではないけど、体調が悪い。
- 食生活のアドバイスがほしい。
- お一人で不安である等、お気軽にご利用ください。

### ● 相談・通報の方法



※ 発信も着信も「安全センター」の1か所のみです。

※ 「安全センター」への相談・通報にかかる通話料は無料です。